

肥料の委託生産に関する Q&A

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

(令和 3 年 2 月 12 日現在)

～目次～

- 1 これまでの生産設備の賃借生産と今回の委託生産の違いは何ですか。
- 2 賃借による生産ができなくなるのですか。
- 3 引き続き、賃借による生産を行う場合に、何らかの対応が必要ですか。
- 4 既に賃借による生産をしています、今回の通知を受けて委託生産に切り替えたいと考えております。どのような対応が必要ですか。
- 5 委託生産の要件として、「肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること」とされていますが、指図とはどういったことを指すのですか。
- 6 委託生産の要件として、「受託者が生産した肥料は全て委託者に譲渡されること」とありますが、受託者が袋損傷分を加味して、受託生産量を上回る量の肥料を生産することは可能ですか。委託者に譲渡した後の残りの肥料について受託者が新たに自社製品として出荷することは可能ですか。
- 7 委託者（A）⇒受託者（B）⇒下請け者（C）（実際に生産）のように、2者のみならず更に業務の下請けをさせる場合も、契約行為があれば可能ですか。このような場合の「生産する事業場の名称及び所在地」はどのように記載すればよいですか。
- 8 登録外国生産業者も委託生産することは可能ですか。
- 9 特殊肥料は委託生産ができますか。
- 10 委託生産に係る届出等はどこへ提出すればよいのですか。
- 11 帳簿は誰がどこに保管すればよいですか。
- 12 生産する肥料の品質管理は誰が行う必要がありますか。
- 13 受託者から委託者に生産した肥料を譲渡する際には、保証票の添付は必要ですか。
- 14 委託により生産した肥料を、受託者から委託者を通さずに、販売先に直接運送することは可能ですか。
- 15 立入検査で問題があった場合の責任の所在は委託者と受託者のどちらですか。
- 16 委託生産した肥料の生産数量の農林水産大臣への報告は誰が行う必要がありますか。

1. これまでの生産設備の賃借生産と今回の委託生産の違いは何ですか。

(答) 賃借による生産は、肥料の生産業者(＝登録を行う者)が、賃借契約に基づき相手先の設備(生産する事業場)を借りて自ら生産することであり、当該事業場に自社の生産管理者を置く必要があります。委託生産は、肥料の生産業者が、委託契約に基づき他の事業者が生産を委託することであり、当該事業場に自社の生産管理者を置く必要はありません。

肥料の登録等の手続は、賃借による生産の場合には生産する事業場の借主が、委託生産の場合には委託者が行う必要があります。一方、賃借による生産では、生産する事業場の名義は借主(生産業者)となりますが、委託生産では、生産する事業場の名義は受託者(生産業者ではない)となります。

2. 賃借による生産ができなくなるのですか。

(答) 引き続き賃借による生産は可能です。今回の通知により、賃借による生産に加え、新たに委託生産について、委託者が生産業者として登録申請することを可能とするものです。

3. 引き続き、賃借による生産を行う場合に、何らかの対応が必要ですか。

(答) 引き続き賃借による生産を行う場合は、特段の対応は必要ありません。

なお、賃借による生産を行う場合には、「生産設備の賃借による肥料の生産について(平成9年2月27日付け9農産第774号農蚕園芸局長通知)」を遵守し、生産管理者を置くこと等により、設備の借主(生産業者)が自ら肥料を生産する必要があります。

4. 既に賃借による生産をしていますが、今回の通知を受けて委託生産に切り替えたいと考えています。どのような対応が必要ですか。

(答) 賃借による生産から委託生産に移行する場合に必要な対応は以下のとおりです。

- (1) 賃借の廃止届出書を提出してください。
- (2) 委託生産の届出書を提出してください。
- (3) 生産する事業場の名称を、受託者の氏名(法人にあってはその名称)及び生産する事業場の名称に変更するため、法第13条第1項等の規定に基づく届出書を提出してください。
- (4) 生産する事業場の名称について、略称を用いる場合は、施行規則第11条第3項の規定に基づく届出書を提出してください。

なお、賃借による生産を行っていた事業場において生産する銘柄を、全て委託生産に切り替える場合は、賃借による生産を行っていた事業場の略称を、委託生産を行う事業場の略称としてそのまま使用することが可能です。ただし、同一の事業場で賃借による生産と委託生産の両方を行う場合には、委託生産と賃借による生産で「生産する事業場の名称及び所在地」が異なるため、略称も別々に付くことになります。

(1)～(4)の届出先は、生産する肥料の種類等によって異なります。問10を参照してください。

5. 肥料の委託生産の要件として「肥料の生産は、委託者の指図に基づくものであること」とされていますが、「指図」とはどのようなことを指すのですか。

(答) 委託者の指図に基づく生産とは、委託契約の範囲内で受託者が生産することです。

6. 肥料の委託生産の要件として「受託者が生産した肥料は全て委託者に譲渡されること」とありま

すが、受託者が袋損傷分を加味して、受託生産量を上回る量の肥料を生産することは可能ですか。委託者に譲渡した後の残りの肥料について受託者が新たに自社製品として出荷することは可能ですか。

(答) 損失分を考慮して生産することは可能です。ただし、委託者に譲渡した後の残りの肥料については、例えば適正に廃棄するなどの適切な対応をお願いします。仮に自社製品として出荷する場合には、受託者が当該肥料の登録等の必要な手続を行ってください。

7. 委託者(A)⇒受託者(B)⇒下請け(C)(実際に生産)と2者のみならず、更に業務の下請けをさせる場合も契約行為があれば可能でしょうか。このような場合、「生産する事業場の名称及び所在地」はどのように記載すればよいですか。

(答) 委託生産の要件を満たす範囲で、再委託を行うことは可能です。再委託の場合であっても、登録申請を行う委託者が生産業者として肥料の品質の確保等に関する法律上の責任を負うことになります。

この場合の「生産する事業場の名称及び所在地」は、実際に生産している下請け(C)の氏名(法人にあってはその名称)並びに生産する事業場の名称及び所在地を記載する必要があります。

8. 登録外国生産業者も、委託生産することは可能ですか。

(答) 可能です。

9. 特殊肥料の委託生産は可能ですか。

(答) 可能です。

10. 委託生産に係る届出等はどこに提出すればよいのでしょうか。

(答) 委託生産により、新たに普通肥料(指定混合肥料を除く。)の登録を申請する場合には、「肥料の委託生産に係る肥料の品質の確保等に関する法律上の取扱いについて(通知)」(平成30年8月29日付け30消安第2703号消費・安全局長通知。以下「局長通知」という。)別紙1を、農林水産大臣の登録にあっては生産業者の所在地又は生産する事業場の所在地を管轄する各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局(以下「各地方農政局等」という。)に、都道府県知事の登録にあっては当該都道府県肥料取締担当部署に届け出てください。なお、農林水産大臣の登録に係る局長通知別紙1又は別紙2については、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)を経由して提出することも可能です。

既に登録を受けた普通肥料について、新たに委託生産を行う場合、提出した局長通知別紙1の届出事項に変更が生じた場合又は委託生産を廃止した場合には、通知別紙1、別紙2又は別紙3を、農林水産大臣の登録を受けたものにあっては、生産業者の所在地又は生産する事業場の所在地を管轄する各地方農政局等に、都道府県知事の登録を受けたものにあっては、当該都道府県肥料取締担当部署に届け出てください。

指定混合肥料の委託生産を行う場合、提出した局長通知別紙1の届出事項に変更が生じた場合又は廃止した場合には、通知別紙1、別紙2又は別紙3を、農林水産大臣に生産業者の届出をするものにあっては、生産業者所在地又は生産する事業場の所在地を管轄する各地方農政局等に、都道府県知事に生産業者の届出をするものにあっては、当該都道府県肥料取締担当部署に届け出てください。

11. 帳簿は誰がどこに保管すればよいですか。

(答) 生産業者である委託者が、生産する事業場である受託者の工場に帳簿を保管する必要があります。

12. 生産する肥料の品質管理は、誰が行う必要がありますか。

(答) 委託者又は委託契約に基づき受託者が行う必要がありますが、肥料の品質の確保等に関する法律上の生産業者としての責任（登録・届出義務、保証票の添付義務、帳簿の備付け義務、行政処分に従う義務等）は委託者にあります。

13. 受託者から委託者に生産した肥料を譲渡する際には、保証票の添付は必要ですか。

(答) 受託者は生産業者ではないことから、保証票の添付は必要ありません。

14. 委託により生産した肥料を、受託者から委託者を通さずに、販売先に直接運送することは可能ですか。

(答) 委託者と販売先の間で売買契約がなされているという前提で、委託者の指図の下、委託により生産した肥料を、受託者から販売先に直接運送することは可能です。この場合は、保証票の添付が必要です。

15. 立入検査で問題があった場合の責任の所在は委託者と受託者のどちらですか。

(答) 肥料の品質の確保等に関する法律上の生産業者としての責任は委託者にありますので、法令違反が認められた場合の報告徴収や行政処分の対象は、一義的に全て委託者となります。

16. 委託生産した肥料の生産数量の農林水産大臣への報告は誰が行う必要がありますか。

(答) 生産業者である委託者が行う必要があります。